

開発許可等の標準処理期間

平成7年7月1日設定

平成16年9月7日改正

平成30年4月1日改正

1 標準処理期間の算定

- (1) 標準処理期間は、申請書を受理した日の翌日から起算して当該処理通知を行うまでの日数とする。
- (2) 標準処理期間の算定は、福岡市の休日を定める条例（平成2年条例第52号）に定める休日はこれを算入する。

2 標準処理期間の不算入

- (1) 申請書の不備又は補正に要する期間
- (2) 国、他の地方公共団体等関係機関への協議及び照会並びに審査会、審査会等における審議、審査等に要する期間

3 標準処理期間の適用除外

他法令の許認可等を必要とする申請であって、当該許認可等と同時に行う申請については適用を除外する。

標準処理期間一覧表

許認可等の種類	根拠法令	標準処理期間
開発行為の許可（5ha未満）	都市計画法第29条第1項及び第2項	30日
開発行為の許可（5ha以上）	〃 第29条第1項及び第2項	60日
開発行為の変更許可	〃 第35条の2	30日
開発工事完了の検査済証の交付	〃 第36条第2項	30日
開発工事完了の公告	〃 第36条第3項	20日
工事完了公告前の建築物又は特定工作物の建築又は建設承認	〃 第37条第1号	20日
市街化調整区域内における建築物特例許可	〃 第41条第2項ただし書	20日
予定建築物以外の建築等許可	〃 第42条第1項ただし書	20日
市街化調整区域内における建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可	〃 第43条第1項	20日
地位の承継承認	〃 第45条	20日
開発登録簿の写しの交付	〃 第47条第5項	受理した日
開発行為又は建築に関する証明書等の交付（都市計画法第53条第1項の規定に係るものを除く）	都市計画法施行規則第60条	20日

